

## 設備を設置した住宅および設備の設置状況が確認できる写真について

令和8年4月

令和8年度船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を申請する際は、設備を設置した住宅および設備の設置状況が確認できる写真等の提出も必要です。下記の要件を満たす写真（Ⅰ～Ⅲ）の撮影（準備）をお願いいたします。

### 【受理できる写真の要件（共通）】

- ・設備の設置後に撮影したもの（銘板については、設置前も可）
- ・鮮明（且つ銘板の場合は文字が読み取れるよう）に写っているもの（暗い時間帯に撮影したなどで見えにくいものは不可）
- ・カラー写真であるもの（白黒は不可）

## Ⅰ 設備を導入した住宅全体の写真

### [要件]

- ・住宅全体が写っている写真（玄関の位置が確認できることが望ましい）

### [注意事項]

- ・密集地等で1枚におさめることが難しい場合は、複数枚撮影し提出してください。
- ・建築中と判断できる可能性がある写真※1は不可です。
- ・申請する設備が写っている必要はありませんが、設置前に撮影した写真は不可です。
- ・（太陽光発電システムの場合）モジュールをカーポート等に設置した場合も発電した電力を使用する住宅の写真が必要となります。

※1：建築中と判断する例→足場が設置されている、ネット等で覆われている、建築に必要な道具等が写っている場合等。

## Ⅱ 設備の設置状況が確認できる写真

申請する設備ごとに必要な写真が異なります。

### (1)太陽光発電システム

#### ①太陽電池モジュール（太陽光パネルまたはソーラーパネル）

##### [要件]

- ・設置したモジュールの枚数すべてが確認できる写真

##### [注意事項]

- ・1枚の写真におさまらない場合は、複数枚撮影してください。
- ・工事用黒板等で隠れていたり、一部が欠けて写っていない写真など、設置したモジュールの枚数全てが確認できない場合は不可となります。

#### ②パワーコンディショナ

##### [要件]

- ・設置が確認できる写真

- ・設備全体が写っている写真
- ・まわりの壁面も確認できる写真

[注意事項]

- ・一部しか写っていない写真は不可となります。

③HEMS または 定置用リチウムイオン蓄電システム

併設している設備	必要な写真
HEMS	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ計測機器</li> <li>・データ集約機器</li> <li>・モニター（リモコン） （クラウド機能の場合は不要）</li> </ul>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを構成するすべての設備 （詳細は、2頁(3)をご確認ください）</li> </ul>

[要件]

- ・設置が確認できる写真

[注意事項]

- ・手で持っている状態の写真（HEMS）や設置前に撮った写真は不可となります。

(2)家庭用燃料電池システム（エネファーム）

①燃料電池ユニット

[要件]

- ・設置が確認できる写真
- ・設備全体が写っている写真

②貯湯ユニット（または熱源機）

[要件]

- ・設置が確認できる写真
- ・設備全体が写っている写真

(3)定置用リチウムイオン蓄電システム

①蓄電池本体

[要件]

- ・設置が確認できる写真
- ・設備全体が写っている写真

②システムを構成するすべての設備（蓄電池本体の他にある構成設備がある場合）

[該当設備（例）]

- ・パワーコンディショナ、コンバータ、モニター、リモコン 等

[要件]

- ・設置が確認できる写真

- ・設備全体が写っている写真

[注意事項]

- ・メーカーによって構成設備が異なるため、上記以外の設備が構成に含まれている場合は写真の提出が必要となります。

(4)電気自動車、プラグインハイブリッド自動車

①自動車本体

[要件]

- ・自動車全体が写っている写真
- ・ナンバープレートの記載内容を読み取ることができる写真

[注意事項]

- ・1枚で撮影することができない場合は複数枚の写真を撮影してください。

②充電設備の写真（V2H 充放電設備含む）

[要件]

- ・設置が確認できる写真
- ・設備全体が写っている写真

(5)V2H 充放電設備

V2H 充放電設備本体

[要件]

- ・設置が確認できる写真
- ・設備全体が写っている写真

(6)集合住宅用充電設備

①集合住宅用充電設備本体

[要件]

- ・設置が確認できる写真
- ・設備全体が写っている写真

②住民以外も充電設備を利用できることが記載された案内板の写真  
(住民以外も利用可能な充電設備の補助を受ける場合のみ)

[要件]

- ・マンション等の敷地の外から撮影
- ・案内板全体\*と周囲の景観が確認できる写真  
※案内板の内寸が概ね 400mm×400mm 以上（国の補助制度で規定される大きさ）が写真で読み取れるよう撮影してください。

Ⅲ 補助対象設備の銘板（モジュールは除く）

補助対象設備		銘板の提出が必要な設備
太陽光発電システム	必須	パワーコンディショナ
	HEMS の場合	データ計測機器
		データ集約機器
		モニター（クラウド機能の場合は不要）
蓄電システムの場合	蓄電池本体 蓄電システムを構成するすべての設備 （蓄電池本体の他に構成設備がある場合）	
家庭用燃料電池システム （エネファーム）		燃料電池ユニット 貯湯ユニット（または熱源機）
定置用リチウムイオン蓄電システム		蓄電池本体 蓄電システムを構成するすべての設備 （蓄電池本体の他に構成設備がある場合）
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車		V2H 充放電設備本体 （V2H 充放電設備併用の補助を受ける場合）
V2H 充放電設備		V2H 充放電設備本体
集合住宅用充電設備		集合住宅用充電設備本体 住民以外も充電設備を利用できることが記載された案内板の写真 （住民以外も利用可能な充電設備の補助を受ける場合のみ必要）

[要件]

- ・ 銘板の文字が読み取れる写真
- ・ 製造者名、型式（型番）、製造番号が確認できる写真

[注意事項]

- ・ 銘板がない且つ設備に印字もされていない場合は別途書類の提出を求める場合があります。
- ・ 銘板の写真の撮り忘れが多いため、ご注意ください。